

奈良県告示第二百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

運搬が困難な はかり		運搬が困難な はかり以外の 特定計量器		区 分	区 域	月日（曜日）	時 間	場 所
檀原市		檀原市		檀原市	檀原市	十一月六日（火）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
十一月七日（水）		十一月八日（木）		十一月九日（金）	十一月十二日（月）	午前十時から 正午まで	午後一時三十 分から午後三 時まで	ふれあいセンターふじわ ら
十一月十二日（月）		十一月十二日（月）		十一月十二日（月）	十一月十二日（月）	午前十時から 正午まで	午後一時三十 分から午後三 時まで	畝傍地区公民館 今井地区公民館 奈良県農業協同組合真菅 支店

		(火) 十一月十三日	
		正午まで	時まで
		午後一時三十分から午後三時まで	榎原運動公園事務所北側
		午後一時から午後三時まで	耳成地区公民館
		午前十時から正午まで	榎原市役所第2駐車場
		(水) 十一月十四日	

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。